

令和  
8年度

# 弁護士による 養育費などの法律相談

離婚を考えると、生活や子どもの気持ち、仕事や住まい、養育費など不安は尽きません。

八王子市では法律的な観点から助言する「弁護士による相談」を実施しています。

令和8年4月からは離婚後の子どもの養育についての法律が見直され、共同親権の選択、法定養育費等のルールが新しくなります。今後の生活のために、離婚前後にかかわらず、ぜひご利用ください。



## 対象

- 八王子市内在住のひとり親家庭の親
- 八王子市内在住で  
離婚後、お子さんを養育する予定の方

## 定員

- 定員4名
- 申し込み先着順です。  
ただし初回の方を優先します。

## 相談時間

- ひとりにつき、35分です。
- ① 14時00分～ ② 14時45分～
- ③ 15時30分～ ④ 16時15分～

## 相談会場

八王子駅南口総合事務所 相談室



## 主催・申込み・問合せ

八王子市子ども家庭部

子育て支援課 ひとり親支援担当



042-620-7362

午前8時30分から午後5時まで

## 相談日

## 申込開始日

令和8年	4/24(金)	4/1(水)～
	5/22(金)	5/1(金)～
	6/26(金)	6/1(月)～
	7/24(金)	7/1(水)～
	8/28(金)	8/3(月)～
	9/25(金)	9/1(火)～
	10/23(金)	10/1(木)～
	11/27(金)	11/2(月)～
	12/18(金)	12/1(火)～
令和9年	1/22(金)	1/4(月)～
	2/26(金)	2/1(月)～
	3/26(金)	3/1(月)～

## 令和8年4月に改正された民法等について

父母の離婚後のこどもの養育についての法律が見直され、親権(共同親権も選択できる)や養育費、親子交流などさまざまなルールが新しくなりました。

裏面にQ&A  
あります

詳しくはこちらから→  
(法務省サイト)



養育費を確保するための費用の一部が補助されます

■公正証書等作成手数料補助

■ADR(裁判外紛争解決手続)費用補助

このほかにも

弁護士費用などの一部補助があります。

養育費確保支援  
事業補助

